

さいたま市透析医療機関における除害施設設置等取扱要領

令和元年11月19日制定

(目的)

第1条 この要領は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、人工透析医療機関に除害施設の設置等について規定し、当該施設の適切な設置及び維持管理が行われるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる定義を、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 透析医療機関 市内の公共下水道により下水を排除することができる区域に所在地を有する、人工透析装置設置医療機関をいう。
- (2) 除害施設 下水道法（昭和33年法律第79号）第12条に規定する施設をいう。

(下水の排除の制限)

第3条 透析医療機関から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、その水質が当該公共下水道への排出口において、水素イオン濃度が5を超え9未満の範囲に適合しない下水を排除してはならない。

(書類の提出)

第4条 透析医療機関から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該透析医療機関に除害施設を設置しようとするときは、別表第1に掲げる事項に基づき、その旨を市長に2部届け出なければならない。届け出た事項を変更したときも、同様である。

(添付書類)

第5条 前条の規定により届け出るとき、別表第2に掲げる右欄に定める事項を明示したそれぞれ同表左欄に掲げる図書を添付すること。

(維持管理)

第6条 透析医療機関に除害施設を設置する者は、除害施設が適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存するとともに、必要に応じその資料を提出するものとする。

2 市長が除害施設の適切な維持管理を確認するため、調査等の必要が生じる場合、市長の協力要請に応じるものとする。

(承継)

第7条 透析医療機関に除害施設を設置する者から建物などを承継する場合は、承継する者は市長に承継届を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日（以下、「施行日」という。）から起算して60日を経過するまでの間に、除害施設の新築、増築又は改築の工事に着手しようとする透析医療機関に対する第4条の規定の適用については、別表第1中「工事着手日の60日前まで」とあるのは、「あらかじめ」とする。

別表第1（第4条関係）

届出の種類	届出時期	様式
除害施設新設（増設・改築）届	工事着手日の60日前まで	様式第8
除害施設新設（増設・改築）工事完了届	工事完了日から5日以内	様式第12
除害施設休止（廃止）届	休止（廃止）する日の5日前まで	様式第9
除害施設新設（増設・改築）変更届	変更後30日以内	様式第10
除害施設休止変更届		様式第11
除害施設管理責任者選任届	除害施設設置から21日以内	様式第13
除害施設管理責任者特任申請書	除害施設設置から21日以内	様式第14

別表第2（第5条関係）

(1) 除害施設新設（増設・改築）届は、次の表に掲げる図書を添付するものとする。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置、排水箇所、排水設備の位置及び縮尺
処理工程図	処理工程の使用原材料の量、使用薬品量、使用水量、用水源の種類及び排水量
除害施設設計書	1 排水の時間的変動及び濃度の変化

	2 処理方法、処理目標及びその計算根拠
	3 排水の処理及び処分方法
	4 土木及び機械工事の設計図
	5 排水処理工程図

(2) 除害施設管理責任者は、さいたま市下水道条例施行規則（平成13年さいたま市規則第230号。）第13条に規定する要件に該当することを示す書類を添付するものとする。